

組合員貸付金・自動車融資金を償還中の退職予定者の皆さまへ

● 貸付・物資(自動車融資金)の未償還金について

貸付・物資の未償還金は、退職時に清算となります。

● 未償還金の清算方法

組合員貸付金及び自動車融資金を償還中に退職される場合は、原則退職手当から未償還金を控除し返済することとなります。

なお、退職手当で全額返済できない未償還金及び未償還金を全額自己資金で清算する場合については、退職後60日以内に振込んでいただくこととなります。

● 「だんしん」保険の取り扱い

団体信用生命保険に加入している方が退職される場合は、本組合で貸付金の全額償還の入金確認後に保険脱退となります。なお、この場合、改めて提出していただく書類はありません。

また、未経過月数分の特約保証料がある場合については、返還することとなりますが、退職後返還までは3～4ヶ月程かかりますので、特約保証料の引落とし口座は解約されませんようお願いいたします。

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305